

平成21年度 二セコ町予算編成方針

平成20年10月

総務課財政係

1 国の動向について

(1) 政府方針、総務省施策

わが国の経済は、アメリカにおける金融不安の高まりや株式・為替市場の変動などから、景気がさらに下振れするリスクが存在し、さらに原油価格や食料価格の高騰により、景気が後退局面に入るなど、国民生活の不安が広がっている。とりわけ北海道経済は企業の倒産や雇用の低迷など、依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、政府は「経済財政改革の基本方針2008」（以下、「基本方針2008」という。）において、21年度予算を「基本方針2006で示した5年間の歳出改革について、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していく」とし、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うとともに必要となる経費は歳出の削減を通じて対応することで、基礎的財政収支の均衡を図り、国債発行額についても極力抑制するとしている。

(2) 国の21年度予算編成

国の平成21年度予算は、高齢化等に伴う増加として、年金・医療等に関する経費の自然増について、制度・施策の見直しによる削減・合理化を図るものの6.5億円の歳出増が予想されている。

公共事業関係費については前年度当初予算の97%以内に抑制しつつ、緊急性や政策効果が特に高い事業・技術開発に必要な経費について予算配分の重点化を促進するとし、さらに「道路特定財源等に関する基本方針」に基づき、道路特定財源は平成21年度から一般財源化し、見直しに伴う経費の平成21年度における取り扱いについては予算編成過程において検討、その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに必要と判断される道路は着実に整備するとしている。

公務員人件費についても「行革推進法」、「基本方針2007」を踏まえ、給与構造改革の効果を反映するとともに、特に定員については「国の行政機関の定員の純減について」を踏まえ、地方支分部局の業務の見直しに徹底的に取り組み純減を確保するとしている。

また、地方公共団体に対して交付する国庫補助負担金については、あらゆる施策や事業について、義務的経費に属する国庫補助負担金を含め聖域なく見直しを行い、年金・医療に係る経費及び国政選挙、国勢調査に必要な経費等を除いた額について、前年予算を下回るよう抑制を目指すとしている。

さらに地方財政については、平成21年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針2008」を踏まえ、引き続き、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿った最大限の削減を行うこととし、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行うこと等により地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとしている。

一方では、このような歳出削減努力を踏まえ、地方交付税等について、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足にかかる最

近10年間ほどの国による対応を踏まえ、適切に対処するとしている。

＝ ＝ ＝（経済財政改革の基本方針2008：歳入歳出一体改革の推進より抜粋）＝ ＝ ＝
歳出・歳入一体改革の推進

財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることにより、まずは2011年度には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させ、さらに、2010年度半ばにかけては、債務残高GDP比を安定的に引き下げるなど、「進路と戦略」に定められた中期的な財政健全化の目標を確実に達成する。

【改革のポイント】

- 1．真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」、「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行う。
- 2．重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、一般会計、特別会計の歳出経費の削減を通じて対応する。
- 3．以上の歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。

2 地方の動向について

(1) 地方からの提案

地方六団体は2002年からの「三位一体の改革」において、政府からの要請により国庫補助負担金改革の改革案を提出し、「国と地方の協議の場」における議論を経て、国から地方へ3兆円の税源移譲を実現した。しかしながら、三位一体の改革等様々な名目のもと、分権の趣旨とは無関係に地方交付税が大幅に削減され、都市と地方の地域間格差はますます広がる結果となり、地方の自由度の拡大という点では不十分なものとなった。

このため、地方六団体は地方交付税の財源保障・調整機能を回復し、地域間格差の是正を早期に図るため、地方交付税総額の復元・増額を要請してきた結果、平成20年度は「地方再生対策費」の創設などにより、4年間続いた地方交付税削減の流れに一応の歯止めをかけることができています。

「基本方針2008」については、地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保し、地方交付税を財政の厳しい地域に重点配分することが明記されたが、地方税源の強化、地方交付税の復元・増額等については明文で触れられず、さらに地方分権改革など積極的に提言してきた第二期地方分権改革における権限委譲に伴う財政措置や（仮）地方行財政会議の設置なども「基本方針2008」に明示されていないことから、今後の議論の中で具体化することを政府に対して求めている。

(2) 北海道の財政状況

道財政は、平成17年度一般会計決算が赤字となり、収支不足を補てんするため18年度の歳入7億5千万円を17年度に繰り入れる措置を行った。現実的となった赤字再建団体への転落を回避するため、「道財政立て直しプラン」の見直しや17年度から26年度までの10年間で推進期間とする「新たな行財政改革の取組み」を策定している。

特に財政の建て直しについては平成19年度までの2カ年を集中対策期間として、1,800億円に上ると見込まれた収支不足の解消を図り、現段階における赤字再建団体への転落を回避した。しかしながら、平成19年度決算における実質収支は平成17年度の赤字決算を除くとこの10年間で最も少ない4億24百万円と極めて少額であり、わずかな財政需要などにより赤字転落もありうるほか、平成26年までの中長期見通しにおいても500億円を超える収支不足が生じることが示されるなど、厳しい財政運営が求められている。さらに実質公債費比率は全国最下位、将来負担比率については兵庫県に次ぐ比率となるなど厳しい財政状況を反映している。

このことから、不要・不急な事業は廃止・休止または凍結など、これまで以上の「選択と集中」の視点に立った見直しとともに、経費の徹底した削減を行うなど、収支不足の解消に向けた、徹底した施策の見直しやコストの削減がこれまで以上に行われると想定され、市町村へのさまざまな事業への影響が懸念されることから、担当レベルでの十分な情報のフォローアップと連携が必要となる。

3 本町の財政状況

平成19年度決算においては、地方交付税の確保と事務事業の取捨選択、継続した人件費等の削減により、平成18年度に引き続き、財源不足を補てんするための基金を取り崩すことなく、財政運営を行うことができています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、健全な財政運営を判断する「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標の公表が平成19年度決算から義務付けられた。いずれの指標も早期健全化基準を下回ったものの実質公債費比率は17.8%と依然として高く、道内平均の14.4%を大きく上回り、管内で4番目に高い比率を示している。

平成20年度においては、税源移譲や外国資本による土地取引による個人町民税の増収により町税収入が増加したものの大幅な増収には結びつかない。普通交付税にあっては地方の活性化施策に必要な経費を算定する「地方再生対策費」の導入（需要額6,710万円算入）と過年度の精算額1,818万円が加算されているものの対前年度1,942万円、1.1%増にとどまり、さらに過年度精算額を除く臨時財政対策債を含めた合計財源では、対前年度 0.36%、655万円の減少と平成19年度に引き続き実質的には減収となっている。

総務省が先に示した平成21年度地方財政収支の仮試算によると、偏在是正の暫定措置として地方法人特別譲与税が創設され、都道府県における都市と地方との法人事業税の再分配による地方譲与税の増加はあるものの、地方交付税で 3.9%、6千億円の

減収が示され、地方交付税に依存する本町をはじめとする道内小規模自治体において、厳しい状況が予想される。

平成19年度末の基金残高は12億8,531万円、地方債残高(特別会計を含む)は96億3,650万円となり、着実に借金総額は減少しているものの依然として借金が貯金の7倍以上となっている。平成21年度以降、償還額は年々減少するものの財政調整のための基金の取崩しを余儀なくされていることから、基金を取り崩す一般財源捻出型の事業や起債を頼りにした事業なども抑制しなければならない。

歳出においては、自然増による社会保障費等の増加や特別会計への繰出金についても増加が見込まれ、歳入不足が一段と顕著となる。また、原油高騰に伴う低所得者対策や基幹産業への緊急対策などが急務であるほか、公営住宅や学校給食センター、豊里地区簡易水道の整備などの継続事業に加え、既存施設・設備の維持・修繕等の管理費用の急激な増加が財政を圧迫している。さらには広域のごみ焼却施設の建設や消防デジタル無線の整備など、先送り・回避することができない事業も予定されているため、予算総額の絞込みにより財務体力を保持していかなければならない。

近年の財政状況の好転は、平成18年度から実施した下水道事業特別会計における資本費平準化債の借入により平成19年度までの2年間において、1億6千万円ほどの一般会計の負担を抑制したことが大きく影響している。ただしこの起債措置においては、後年度へ負担を先送りしたに過ぎず、地方交付税の先行きも不透明な状況にあることから、今後の財政運営も厳しい状況が予想され、引き続き経常経費の抑制と行財政改革を進めなければならない。

4 予算編成方針

(1) 方針

平成21年度当初予算の編成にあたっては、「第4次ニセコ町総合計画」に掲げる5つの方針を実現させるため、財政危機突破計画に基づく徹底した歳入歳出の見直しによる財源確保を図りつつ、町民の生活に密着した予算編成を行わなければならない。

財政危機突破計画に基づく長期的な財政展望を持ちつつ、経常経費の抑制を一層進める。また、新規事業や重点事業の拡充など、新たな行政課題に対応するため、徹底した既存事業の見直しにより財源を捻出することが求められている。各課等においてはこのことを念頭に、経費削減を進める。

このため、予算編成にあたっての基本方針を以下とする。

財政危機突破計画に基づく事務事業の見直しを実行

財政危機突破計画及び集中改革プランの内容に従い、各種事業の計画遂行、諸制度の抜本的な見直しを進める。

徹底した経費削減と更なる歳入確保

に基づき個別具体的に経費削減を徹底して進める。同時に町税・使用料等の収納対策強化、国・道補助金等の財源確保にも今まで以上に注力し、歳入確保を図る。

また、平成19年度の決算状況や平成20年度決算見込の状況、入札状況などを踏まえ、過大な不用額が発生しないよう、適切な予算見積を行う。

職員の行動

逆境にある今こそ町の将来への発展的展望を開くためのチャンスであると捉え、職員一人ひとりが厳しい財政状況であることを改めて認識し、町の専門スタッフとして各種制度の改革など積極的な提言、取り組みを進める。

(2) 予算編成基準

財政危機突破計画の目標値を念頭に、これに相当する歳入確保及び経費の見直しを進める。ただし、削減目標数値を全事務事業一律に当てはめるのではなく、行政が担うべき領域に属する事業など、真に必要な経費等はその所要額を要求すること。

- ・ 共通目標数値（P11）を参照のこと。
- ・ 財政危機突破計画の内容は、フリーポスト¥財務会計・財政政策¥H16財政危機突破計画で再確認のこと。

事業計画ヒアリングを踏まえて整理した結果を予算要求に反映すること。

5 予算編成要領

(1) 歳入について

【町税】 税制の改正、経済動向等を十分に把握し、的確な判断により可能な限りの年間収入額を当初予算に反映すること。同時に税負担の公平性を期するため、滞納対策を徹底して進めることを前提とする。

【地方交付税】 国の地方財政計画、地方財政対策の動向を勘案のうえ算出する。

【地方譲与税・各種交付金】 制度改正の動向を把握すると共に、前年度以前の実績を参考のうえ計上する。

【国・道支出金】 制度を十分調査の上、積極的に活用するとともに確実な交付基準により見積り可能な限り予算計上する。国庫補助負担金の見直しを示唆していることから、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、制度の廃止・縮減の動向を十分に把握する。特に道支出金（特に補助金）については、道財政立て直しプランに基づく廃止削減も想定され、安易な町費負担への振替は厳に慎むこと。事前の情報収集や場合によっては制度提言まで含め、迅速に対処すること。

【使用料及び手数料】 実績と今後の増減を見通し適正な額を計上する。あわせて財政危機突破計画に基づく料金改定のほか費用負担の適正化を進める。同時に、滞納対策を徹底して進めることを前提とする。

【財産収入】 遊休資産など処分可能な財産は時価を勘案のうえ、売却処分を検討すること。

【町債】 後年度負担を考慮し、事業を厳選すること。また交付税措置のあるものを優先計上し、発行額の抑制を図ることとする。

【その他収入】 それぞれ前年度の実績を勘案し、的確に積算するとともに、増収策を検

討すること。

(2) 歳出について

物件費は、20年度当初予算から総額で5%削減を図る。

経常的な食糧費及び旅費等の補正は認めないので、見積忘れや誤りなどのないよう留意する。

【旅費】各種会議・研修などは、可能な限り日帰りとし公用車を使用する。また、参加人数も必要最小限度とする。

【賃金】補助事業支弁に係る賃金については、関係各課が総務係と調整を図ること。

【需要費】補助事業等による事務費、工事雑費等に係る需用費についても十分に精査し、過大計上しないこと。可能な限り財政共通消耗品として計上し、新たな経費に振り替えないこと。見積書にその旨を明記する。

- ・食糧費は、単価見直しも含め必要最小限度に抑える。会議・委員会開催後の飲食代（懇親会費）は予算計上しない。

- ・庁舎共通事務用品の購入を抑制するので、事務用品のリサイクルを含め経費節減に努める。

- ・退庁時消灯、暖房温度抑制、ペーパーレス化など、地球温暖化対策計画に基づく対応と経費節減を徹底する。

【備品購入費】更新等やむを得ないものを除き、新規購入を制限する。更新にあっても、利用度及び経済性を十分検討する。

【委託料】財政危機突破計画に基づく個別の見直しを進める。

- ・施設等の維持管理費計上にあたっては、法令等により最低限必要となる管理事項、管理の実態、他町村との状況比較等について把握整理し、必要な資料を予算見積書に添付する。

- ・新たに委託業務を行う場合は、従前経費からの削減を前提とする。逆に、直営化による経費削減が可能なものがないか検討する。

- ・委託状況について、契約条件に基づくチェックを十分行い、サービス水準の低いもの、委託料金が割高なものは、委託先の変更も含め再検討を行う。また、契約形態についても競争入札を基本とする。

- ・新たに広域化が必要な事業は、近隣町村と協力し早急に整理検討を進める。

- ・廃棄物収集等大型の委託については、内容の精査・打合せを迅速に進める。

【使用料・賃貸料】複写機、印刷機、公用車などのリースについては、契約更新時に契約条件を見直し、単価や関係経費を削減する（見直しのない契約継続による予算要求は認めない。契約期間満了後で契約が毎年自動更新となっているものも対象とする）。

- ・契約期間が数か年に渡るものについては、債務負担行為の議決対象となるので注意する。なお、長期継続契約の対象の有無については事前に財政係に確認する。

維持補修費は、20年度当初予算から総額で5%削減を図る。

・施設等の破損状況等を十分に把握し、緊急性や必要性の観点から最も効率的な方法により必要額を計上する。また、施設等の維持管理費計上にあたっては、法令等により最低限必要となる管理事項、管理の実態、他町村との状況比較等について把握整理し、必要な資料（写真等）を予算見積書に添付する。

- ・除雪経費は、除雪体制（路線の廃止など）や単価の見直し等の検討を進める。

補助費等は、20年度当初予算から総額で5%削減を図る。

- ・各種補助金等の効果を再検証し、慣例や先例にとられることなく、補助の必要性や対象経費を精査のうえ、団体等と十分な協議を進めること。
- ・各種補助金はこれまでの補助金等検討委員会の答申等を踏まえ、更に整理削減を進める（補助金等検討委員会の検討状況は、フリーポスト¥財務会計・財政政策¥補助金等検討委員会で確認のこと）。
- ・社会福祉協議会、商工会など各種団体への運営費補助については、団体と協議のうえ補助額削減に向け整理を進める。予算見積書には、団体の事業内容、予算及び決算状況、補助金の充当内容等が確認できる資料（対前年比較ができるもの）を添付する（ヒアリング時に内容説明を求める）。
- ・繰越金が負担金総額を上回るような各種協議会等については、負担金額等を見直すよう事務局に対し働きかけること。
- ・将来的な債務となる補助制度の新設（建設費の元利償還補助等）にあっては、その必要性などを慎重に検討・協議を行うこと。

扶助費は、自然増、制度改正による増額を除き20年度予算以内に抑制。

- ・高齢化等の進行による自然増及び国等の制度改正による伸びを除き、財政危機突破計画に基づく各種制度の見直し検討を進める。
- ・過去の実績と本年度の動向を精査のうえ、年度途中で多額な過不足が生じないように留意する。

普通建設事業については、財政危機突破計画に従った事業遂行を図ると共に、優先順位を次のとおりとする。

- 第1順位 町長が特に指定する政策に係る事業
- 第2順位 補助事業（交付税充当地方債の対象事業を優先）
- 第3順位 交付税充当地方債対象の単独事業

人件費については、定員適正化計画の見直し、人事院勧告の動向等に留意し、所要額を計上する。

施設整備、大規模修繕等の予算化にあっては、財源の獲得方法について整理すること。根拠法令や補助金交付要綱を調べ、その運用実態について具体的に把握する。また、財源も含めた代替案、優先順位についても十分検討する。

地方債充当の事業、特定補助金等（地域政策総合補助金、水力発電交付金）充当の事業は、総務課及び企画課と事前協議を十分行うこと。なお、起債事業については、4月末に起債計画書の提出が必要となるため、起債計画書、図面設計書等の資料準備を進める。

時間外勤務手当の計上にあたっては、他費目と同様の削減率を目標として、各課等における仕事の内容・配分を管理職が中心となって十分に精査検討すること。

各課で必要とする郵送料、葉書代等で経常的な事務に係るもの以外については、総務費では把握できないため、各課等において予算計上する。

L A Nシステム機器のリース料及び機器に係る消耗品については、総務費において

一括計上する。それ以外の事務に使用する帳票等については、従来どおり各課において予算計上する。

(3) 特別会計に関する事項

管理的経費については20年度当初予算から総額で5%削減を図る。

・各特別会計に対する繰出金・負担金については、可能な限り一般会計への負担の軽減を図ること。そのため、事務事業を絶えず見直し経営改善に努めること。

公営事業会計（医療・介護）に関する事業

・医療制度改正等による歳入歳出への影響を勘案するとともに、過去の実績と本年度の動向を精査の上、的確な予算要求を行うよう努めること。また、保険税・料の収納率向上に努めること。

・国の制度改正や後志広域連合など制度改正や事務移行に伴い、予算の組換え等が必要なものについては、制度内容等を十分に確認のうえ、作業を進める。

公営企業会計（簡易水道・下水道）に関する事業

- ・一般会計からの基準外繰入金の解消を図るため、適切な施設等の維持管理に努めるとともに効率的な運営を行い、経費の抑制に努めること。また、負担の公平の観点から使用料の収納率向上に努めること。

(4) 留意事項

政策に係る事項については、別途町長から指示があるので、適切に予算要求に反映させること。

懸案課題を再確認し、必要に応じて町長協議するなど、積み残しが無いよう早めに対応・調整する。

諸資料の作成にあたっては、簡潔かつ明快に、内容・必要性・前年からの相違点等が分かるよう工夫する。また、事業執行計画の準備も行う。

事業別予算説明書は、事業及び細事業ごとに作成し、事業を整理・統合したものは、前年比較できる資料の作成又はその増減について予算要求見積書余白に明記する。

「前年度同様」などの表現は使わず、事業の目的・効果・概要などを明確に記載する。また、前年度の成果や結果についても記載する。

事業効果が不明確なものは、事業そのものを廃止の対象とする。

財源内訳欄の道支出金に国費が含まれる場合は、その内訳を明確にする。

予算見積に必要な単価は、平成21年度共通単価表（P13）による。

時間外勤務手当、旅費、燃料費、光熱水費、通信費等の前年度実績については、実績調を作成する。

人件費は、次の区分により積算計上する。

・常勤職員（準職員を含む）の給料（事業支弁に係るものを除く）、職員手当等（イに係るものを除く）及び共済費については、総務係において算出し、総務費に職員給与費として一括計上する。補助事業等により事業支弁のある場合は、事前に

総務係と協議する。なお、補助事業であっても職員給与費に一括計上する場合は、適宜その内容がわかる資料を作成すること。

・臨時職員の賃金及び非常勤特別職の報酬等については、従前どおり所管課で計上する（賃金及び報酬の額については別途通知する）。なお、共済費については、職員給与費に一括計上する。

・臨時職員の社会保険料がある場合は、総務係と事前に協議すること。

その年度限りで特に加算計上したものの、補正で追加計上したもののうち、当初から計上を要するもの等の加除に留意のこと。

債務負担行為により計上するものは、償還年次表と必ず照合のうえ計上する。

公共施設管理や美化活動に伴うごみ処理経費は各担当課等で予算計上する。

グリーン購入の推進に伴い事務用品、トイレットペーパー等についても、エコマークやグリーンマークなどのついた環境に配慮された製品を導入すること。

グリーン購入ネットワークHP <http://www.gpn.jp>（データベースから該当商品を検索可能）

公用車の維持管理を徹底すること。洗車・車内清掃を徹底し、町の財産として大切に扱う。また、アイドリングストップなど環境に配慮すること。

自動車リサイクル法施行に伴い、公用車（大型特殊自動車を除く）の車検時（施行後初回時）にリサイクル費用が徴収される。車種により料金が異なるため見積り等により確認し、所要額を計上する（予算科目は役務費 - 細々節 手数料）。

町が産業廃棄物を排出する際は、北海道循環資源利用促進税の取扱に留意し、総量を適切に把握のうえ、所要額（公課費又は処分料）を計上すること。

その他、コスト削減のための改善策について、職員の積極的な提言を求める。

（５）予算見積書入力・作成上の留意点

添付資料は、予算要求見積書と対照できるよう参照ページを付す等工夫する。また、多少頁数が多くても別冊としないこと。

予算編成管理システムの予算要求データには、平成20年度当初予算内容をコピーするので、追加・修正による入力が可能となる。

なお、事業コードの整理・統合を引き続き検討し、事務の適正化・効率化を図ること。整理・統合事案は入力作業前に財政係に作業手順を確認すること。

平成20年度に予算措置したもので21年度には予算計上しない場合、予算編成管理システム上20年度データがコピーされて残っているものは必ず削除する（算定基礎も含めてすべて削除入力し、比較用にデータを残さない）。

内容及び算定基礎欄には、要求の内容が一見してわかるよう積算基礎、事業名、補助・単独の区分等を必ず記入する。

新規事業・項目には「（新規）」を明記し、増額・減額についてはその内容を算定基礎の中で明示すること。

昨年度から要望額が大きく変更となるもの等、昨年度からの継続性が客観的に分かりにくいものは、余白に変更点等を記入すること。

科目コード及び事業コードにおいて、新規の追加・変更等がある場合は、事前に財政係に連絡し、科目新設報告書を提出する。

財源充当については、歳入の所属課において入力する。新規の充当や変更等がある

場合は、事前に財政係に連絡し、財源充当表を提出する。
システムの二重入力、桁間違えをしないよう注意する。見積書提出の前に、予算履
歴照会等でシステム入力値と予算見積書の一致を確認しておく。

(6) 提出物

以下を4部提出

すべてA4版横、両面印刷にて作成する。

上部をクリップ留めとし見開きとするので、両面印刷の向きに注意。

ページ番号を中央下または右下に記入。

【総括表】課別に作成

- ・ 予算編成説明書（共通様式。任意様式の添付も可）

【個別表】係別に作成し表紙をつける（または予算要求見積書にとじ込む）

- ・ 事業別予算説明書（共通様式）
- ・ 歳入歳出予算見積書（共通様式）
- ・ 歳入予算見積財源充当表（共通様式）
- ・ 時間外勤務手当調（共通様式）
- ・ 旅費実績調、その他の実績調（共通様式）
- ・ 債務負担行為調書（共通様式）
- ・ 補助事業費内訳（様式任意）
- ・ 補助金等調書（共通様式）
- ・ その他必要な資料（図面、見積書等）（様式任意）

共通様式は、フリーポスト¥様式¥財務・予算・旅費¥02予算¥当初予算様式
からコピーする。

歳入歳出予算見積書は、予算管理システム入力後、Cドライブ¥Vb¥work
¥zaimuから出力する。（アクセス2000）

(7) 提出期限

平成21年1月8日（木） 日程に余裕がないため厳守

(参考) 財政危機突破計画における共通数値目標 (最低基準)

歳入

科目	内容
ヘリポート使用料	基準改定し増収
総合体育館使用料	町外者利用料金の設定
有島記念館入館料	民間活用等による増収または経費削減
国道補助金	税源移譲に伴う削減の情報を把握(特に北海道の制度改定)
高校寄宿舍利用負担金	寄宿舍の活用法につき検討(利用負担金の増及び経費の削減)
公共施設使用料(町民センター等)	18年度までに3割程度値上げ

歳出

科目	内容
扶助費	社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費 町単独または上乘せ給付について、町の一般財源負担を17年度からの10年間で8割削減 各種制度廃止の検討(長寿祝金・歳末給付金・福祉灯油等) 国道の制度に基づく給付についても、制度活用の見直し等により町の一般財源負担を17年度からの10年間で2割削減
物件費 (下記以外)	賃金(臨時職員等) 17年度からの10年間で5割削減 旅費(職員、委員旅費) 17年度からの10年間で2割削減 消耗品費 17年度からの10年間で3割削減 燃料費 17年度からの10年間で2割削減(公用車の管理一元化及び管理台数削減を前提) 食糧費 17年度からの10年間で2割削減 印刷製本費 17年度からの10年間で3割削減 光熱水費 17年度からの10年間で1割削減 使用料及び賃貸料 17年度からの10年間で2割削減
役務費	通信運搬費 17年度からの10年間で3割削減 管理作業手数料 17年度からの10年間で3割削減
委託料	廃棄物・資源物収集運搬業務委託 17年度からの10年間で2割削減 民生関係業務委託 17年度からの10年間で1割削減 文書管理業務委託 17年度から減額し5年間固定 火葬業務委託 広域化 観光案内・パンフ作成業務委託 17年度から減額 その他業務委託 17年度からの10年間で3割削減 公共施設・公園管理委託 17年度からの10年間で3割削減 夜間警備委託 17年度からの10年間で1割削減 その他管理委託 17年度からの10年間で3割削減
維持補修費	除雪経費(賃金・需用費・役務費) 17年度からの10年間で3割削減 除雪経費(借上料) 17年度からの10年間で2割削減 除雪経費(委託料) 高齢者除雪も含めて75百万以内(単価・路線等見直し) 公共施設機器保守委託 17年度からの10年間で2割削減
補助費等	長寿祝金 17年度で制度終了 消防組合負担金 17年度からの20年間で2割削減 加入団体負担金 17年度からの10年間で3割削減(加入継続のメリットが明確でないものは脱退) 町補助・交付金 17年度からの3年間毎年2割削減(大幅な廃止・削減)
投資的経費	普通建設事業費 別途作成した長期事業計画に基づく(フリーポスト※財務会計・財政政策※16財政危機突破計画に収録)
繰出金	上下水道 使用料の10%程度値上げ実施を検討

(参考) 支出科目の参考例

講習会等の資料代、テキスト代の支出科目は、 11 節需用費の消耗品費。

講習会等の参加費で、受講料及び費用の内訳が示されず参加費として一括して徴収される場合の支出科目は、 19 節負担金補助及び交付金。

保育所遊技講習会等に参加し講習を受けた場合の受講料(指導料)は、 12 節役務費。

研修会、講習会等における講師の旅費については、 8 節報償費の謝礼(交通費実費分)として支出すべきである。また、非常勤特別職については、費用弁償から旅費として支出することができる。

収入印紙、収入証紙の購入にあつては、 11 節需用費の消耗品費となるが、手数料として納付するものであれば、12 節役務費が適当。

物品で、その性質又は形状をかえることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるものは 18 節備品購入費。

1 万円以下のもの(図書室等に備え閲覧・貸出しする図書、資料価値の高い図書、その他保存の必要のある図書を除く)は、11 節需用費の消耗品費。

図書館で資料をコピーしてもらい購入する場合は、 複写代となり 11 節需用費の印刷製本費が適当。

庁舎等の駐車場に白線を業者に塗り直してもらう場合、 役務の提供ととらえ、12 節役務費で支出するのが適当。

定期健康診断のため医療法人、協会等に支払う医師雇用に係る支出科目は、 12 節役務費が適当。

原材料費は、ある物品を生産するための原料又は工事等のため消費されるところの物品(消耗品)の一種であつて、 工事材料と加工用原料とがある。このため、測量用杭、冬囲用資材、グラウンドの補修用の土、砂場の補充用の砂、校舎の補修用板、ベニヤ、釘等については、11 節需用費の消耗品費とするのが適当。(牧草等生産のために購入する種子の購入費及び造林用、育苗用苗木は、原材料費によるのが適当。)

修繕料とは、すでに購入済みの物品等の一部を修繕する経費、または破損した施設の原状回復を行うための役務の提供に要する経費をいう。(例えば、部品の取替え、家屋等の破損修理、老朽箇所取替え等。)

これに対し、工事請負費とは、土地、工作物の造成又は建設及び改造の工事、工作物等の移転及び除去の工事などに要する経費で、原則として契約によるものをいう。(少しでも付加価値がつけば修繕料ではなく工事請負費となる。)

公用車等のオイル交換の場合、オイル代だけの支出であれば、 11 節需用費の消耗品費であり、交換手数料がかかる場合は、修繕料となる。

11 節需用費の医薬材料費は、医療用に使用される消耗品等の購入経費をいう。 医療用以外の薬品は、消耗品費が適当。

公用車使用による旅行にあつて高速道路料金、駐車料金の支出が見込まれる場合は、14 節使用料及び賃借料に計上する。

業者経由の賃金にあつては、 12 節役務費の手数料で計上する。